

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき、市長が私人に一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収を委託することに関し、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成5年那覇市規則第19号。以下「規則」という。）第20条第1項第1号及び那覇市会計規則（1971年那覇市規則第11号）第34条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（指定店の業務等）

第2条 市長は、手数料の徴収事務を委託しようとする者を定め、一般廃棄物処理手数料徴収指定店（以下「指定店」という。）として指定するものとする。

2 市長は、規則第21条に規定するごみ袋、粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券（以下「指定ごみ袋等」という。）を指定店に預託するものとする。

3 指定店は、市長から預託された指定ごみ袋等を販売することにより手数料を徴収し、市長に納付するものとする。

（委託料）

第3条 市長は、指定店に手数料徴収事務委託料（以下「委託料」という。）を支払うものとする。

2 市長が指定店に支払う委託料は、別表により算定した額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

（指定店の申請）

第4条 市長は、指定店の指定を受けようとする者に対して、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店申請書（第1号様式）により、次の書類を添付して、市長の定める日までに申請させるものとする。

- (1) 定款（法人の場合）
- (2) 法人にあっては登記簿謄本、個人にあっては住民票抄本
- (3) 市税完納証明書
- (4) 消費税及び地方消費税完納証明書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書
- (6) 営業概要表
- (7) 所在地見取図（本店及び市内にある支店又は営業所）

（指定店の資格）

第5条 指定店の指定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも適合する者でなければならない。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所のいずれかを有する者であること。
- (2) 県内において、卸売業を営み、指定ごみ袋等の販売体制があり、年間4万枚以上の指定ごみ袋等の販売が見込める者であること。
- (3) その者（法人にあっては役員）が禁固以上の刑に処せられていない者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人でない者又は破産の宣告を受けていない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに市税を滞納していない者であること。

（指定店の選定及び期間）

第6条 市長は、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店選定委員会を別に定めるところにより設置する。

2 市長は、第4条の申請があった場合、その内容を審査し、前条の要件に適合すると認められるときはその中から10者以内を指定店として指定し、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 前項で定める指定は、2年を超えない期間とする。ただし、市長への手数料の納付が販売月の翌月となる場合は、2年1か月と

することができる。

（指定の更新）

第7条 前条第2項で定める指定は、申請により更新することができる。

（変更事項の届出）

第8条 指定店が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- （1） 本社等の住所、名称又は代表者に変更があったとき。
- （2） 手数料の徴収事務を休止又は廃止したとき。
- （3） 第5条に規定する要件に関し、変更が生じたとき。
- （4） その他重大な事情が生じたとき。

（指定店の解除）

第9条 市長は、指定店が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、指定店の指定を解除することができる。

- （1） 指定店から解除の申し出があったとき。
- （2） この要綱に違反する行為があったものと認められるとき。
- （3） 第5条に定める要件を欠いたとき。
- （4） 申請書に虚偽の記載があったとき。
- （5） 手数料の徴収に関して、著しく信用を失う行為があったとき。

2 市長は、指定店の指定を解除するときは、解除事由を付して、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店解除通知書（第3号様式）により通知するものとする。この場合において、その旨を公表するものとする。

付 則

この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 24 日から施行する。

別表（第3条関係）

種 別	仕 様	委 託 料 の 額
指定ごみ袋・燃やすごみ	取っ手付き・大	10枚入り1組につき62円
指定ごみ袋・燃やすごみ	大	10枚入り1組につき59円
指定ごみ袋・燃やすごみ	取っ手付き・中	10枚入り1組につき51円
指定ごみ袋・燃やすごみ	中	10枚入り1組につき49円
指定ごみ袋・燃やすごみ	取っ手付き・小	10枚入り1組につき46円
指定ごみ袋・燃やすごみ	小	10枚入り1組につき45円
指定ごみ袋・燃やすごみ	特小	10枚入り1組につき40円
指定ごみ袋・燃やさないごみ	大	10枚入り1組につき59円
指定ごみ袋・燃やさないごみ	中	10枚入り1組につき49円
指定ごみ袋・燃やさないごみ	小	10枚入り1組につき45円
指定ごみ袋・燃やさないごみ	特小	10枚入り1組につき40円
粗大ごみ処理券	ステッカー	1枚につき47円
適正処理困難物処理券 (スプリング入りマットレス)	ステッカー	1枚につき256円
適正処理困難物処理券 (スプリング入りソファ2人掛け以上)	ステッカー	1枚につき196円
適正処理困難物処理券 (スプリング入りソファ1人掛け)	ステッカー	1枚につき135円

第 1 号様式

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店申請書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店の指定を受けたいので、
那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱第4条に基づき申
請します。

第 2 号様式

第 号
年 月 日

様

那覇市長

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店決定通知書

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店に指定したので、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱第 6 条に基づき、通知します。

期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

第 3 号様式

第 号
年 月 日

様

那覇市長

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店解除通知書

年 月 日付け 号で指定した那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店については、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱第 9 条に基づき、次のように指定を解除します。

解除年月日 年 月 日

解除事由